

諮問（不）第 36 号

答申（不）第 36 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 4 月 20 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 訂正請求の内容

請求人は、令和 4 年 3 月 18 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 26 条第 1 項の規定により、平成 28 年 10 月 21 日付 28 人第 138 号保有個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）（以下「本件不開示決定通知書」という。）に「保有個人情報が記録された公文書を保有していない理由」として記載されている内容に誤りがあるとして、保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件訂正請求に対して、条例第 28 条第 2 項の規定に基づき本件処分を行い、令和 4 年 4 月 20 日付 R04-01020-00221 保有個人情報不訂正決定通知書で請求人に通知した。訂正をしない理由は、以下のとおりである。

本件不開示決定通知書回答では、A が人事課に対して請求者について伝えたものは存在せず、記載のとおり「口頭受理であり、公文書の作成がなかった」ため文書不存在である。

令和 2 年 8 月 25 日付「保有個人情報部分開示決定通知」回答では、上記平成 28 年 10 月 21 日付通知以降の請求者とのやり取りを踏まえ、平成 28 年 3 月 22 日の A から人事課へのファックスが請求者に関するものとして、相談報告書を開示している。

そのため、本件不開示決定通知書の内容に間違いはないため。

3 審査請求の内容

請求人は、令和 4 年 4 月 23 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めているものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- (1) 人事課は、「平成 28 年 3 月 22 日に A が人事課に伝えた報告は口頭受理形式であり、A の報告は公文書として保存されていない」と主張しているが、実際には人事課は A から平成 28 年 3 月 22 日に相談報告書という形式での報告を受理しており、A からの報告を公文書として保有している。
- (2) 人事課が A を訪問したのは平成 28 年 3 月 18 日であり、訪問日を勘違いし、「28 人第 108 号人事メモ」（以下「28 メモ」という。）を作成した人事課は、28 メモとの整合性を保つために、A へ「3 月 22 日に訪問したことにしてほしい」と頼むとともに、A から 3 月 22 日に受理した相談報告書を隠した。
- (3) 28 メモの日付が密かに「3 月 22 日」と書き換えられていることも、相談報告書という公文書が存在していることも知らない他の人事課職員は、「3 月 22 日に A が人事課に請求人のことを伝えたものは存在しない」として不開示決定通知書に知事公印を押印し発布した。
- (4) 28 メモは人事課が A を訪問した平成 28 年 3 月 18 日を起点に作成されたものであり、「平成 28 年 3 月 18 日人事メモ」というのが正式な名称である。同年 3 月 22 日は、人事課は A から相談報告書を受理したのみ。
- (5) 人事課が主張するように、仮に 28 メモが本当に「3 月 22 日人事メモ」なのだとすれば、「3 月 22 日に A が人事課に請求人のことを伝えたものは存在しない」という理由は成立しなくなってしまう。
- (6) 当該訂正を求めたことは、客観的な一義的判断に沿うものであり、条例の設置目的（第 1 条）そのものに反するものであり、さらには条例第 26 条等に該当するものであるから、本件処分に異議を申し立て、情報の訂正を求めるため審査請求を提起した。
- (7) 人事課は「平成 28 年 3 月 22 日に、人事課職員が A を訪問した際のメモ」というタイトルの記録文書を作成しており、「A から伝えられた内容の記録文書がない」という人事課の弁明は、明らかな勘違いである。
- (8) 「平成 28 年 3 月 22 日に A が人事課に伝えた内容がわかるもの」という開示請求は、相談報告書の開示を期待して請求したものである。
- (9) 同じ請求に対し、平成 28 年 3 月 22 日は「A からは口頭受理で何も公文書はなかった」との理由で本件不開示決定通知書が出されたが、令和 2 年にはファック

スで受理された相談報告書が開示された。

ファックス受理の書類があるということは、公文書不存在という決定自体が誤りであり、相反する決定書の不突合が起きている。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び口頭説明によると、概ね次のとおりである。

1 条例第26条第1項及び第2項

条例第26条第1項は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求することができるとし、同条第2項は、実施機関は、当該訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、当該実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときを除き、当該保有個人情報を訂正しなければならないと規定している。

2 不訂正決定の検討

人事課は平成28年9月15日付28人第108号において、請求人へ平成28年3月22日に、人事課職員がAを訪問した際の28メモを開示した。

当該開示を受けて、請求人は平成28年10月9日付けで「平成28年3月22日にAが人事課に伝えた内容がわかるもの」にかかる保有個人情報の開示請求を行った。

当該請求には別紙として28メモが添付されており、「人事課に内容を報告する」の部分にマーカーで着色されていたことから、請求内容は「Aを訪問した際に、Aから人事課へ伝えられた内容がわかるもの」と捉え、人事課は平成28年3月22日にAを訪問した際は、Aから人事課へは何の文書も渡されることはなく、伝えられた内容についての詳細の記録文書も作成しなかったことから、平成28年10月21日付28人第138号において、請求人に「口頭受理であり、公文書の作成がなかったため」との理由を付して本件不開示決定通知書を通知した。また、Aからの相談報告書に関しては、内容がないため、請求人が求めている「Aが人事課に伝えた内容がわかるもの」に該当しないと判断した。

一方で、令和2年8月8日付けで請求人から請求があった「平成28年3月22日にAが人事課にファックスした相談報告書」の保有個人情報開示請求に対しては、平成28年3月22日にAが人事課へファックス送信を行った相談報告書を公文書として特定できたため、開示決定を行ったものである。

よって、本件不開示決定通知書における「口頭受理であり、公文書の作成がなかったため」については、上記のとおり事実には誤りはなく、訂正しないことにつき正当な理由があることから、訂正は行わない。

3 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

請求人は、審査請求の理由において、本件不開示決定通知書における「平成28年3月22日にAが人事課に伝えた内容がわかるもの」の保有個人情報不開示決定（公文書不存在）（原処分）の理由と、令和2年8月25日付R02-01020-01128における保有個人情報部分開示決定に矛盾があり、原処分の理由が同時に存在し得ないと主張するが、以上の事実により、何ら矛盾は生じていない。

したがって、請求人の上記主張は、失当である。

4 結論

不訂正部分は条例第26条第2項に該当しないものであり、また前述のとおり、審査請求の趣旨及び理由に関する審査請求人の主張は失当であるから、原処分は適正であると判断する。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の妥当性について、請求人の審査請求書、反論書及び口頭意見陳述、また、実施機関の弁明書及び口頭説明を踏まえ、条例に照らし審査した結果、次のように判断する。

1 条例の規定について

(1) 条例第26条第1項について

本項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。）の請求をすることができる」と規定している。ここでいう「事実」とは、長崎県個人情報保護条例の解釈及び運用基準（以下「解釈及び運用基準」という。）によると、例えば、氏名、住所、年齢、性別、家族構成、学歴、資格等の事実をいい、これらの情報は、客観的な正誤の判定が容易であることから、「事実でないと思料するとき」に限って訂正請求をすることができることとしたものである。したがって、個人に関する評価、判断、意見等のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、本条による訂正請求の対象とならないとされている。

(2) 条例第26条第2項について

本項は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、当該実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときを除き、当該保有個人情報を訂正しなければならない」と規定している。ここでいう「その他訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」とは、解釈及び運用基準によると、実施機関が事実関係の調査を行った結果、事実には誤りがないと認められる場合のほか、正確な事実が何であるかが不明である場合などが考えられるとされており、適法な訂正請求があった場合は、訂正しないことにつき正当な理由がある場合を除き、実施機関は当該個人情報を訂正

する義務を負うとの原則を定めたものである。

(3) 条例第27条第2項について

本項は、「訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない」と規定している。ここでいう「訂正の内容が事実と合致することを証明する書類」とは、解釈及び運用基準によると、保有個人情報の内容が事実と合致していないこと、又は訂正請求者の主張する内容が事実と合致していることを実施機関に確信させるようなものをいう。

2 本件処分の妥当性について

条例第26条第1項において、個人に関する評価、判断、意見等のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、本条による訂正請求の対象とならないとされていることから、本件訂正請求の対象情報が、条例上、訂正できる情報に該当するかを確認する。

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述の内容を踏まえると、本件不開示決定通知書の「保有個人情報が記録された公文書を保有していない理由」に記載された「口頭受理であり、公文書の作成がなかったため」（以下「本件対象保有個人情報」という。）という部分についての訂正請求であると思料する。本件不開示決定通知書に記載された「保有個人情報が記録された公文書を保有していない理由」は、開示請求に対して実施機関が行った判断にかかる情報というべきものであることから、客観的な正誤の判定になじまない情報に当たると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報については、条例第26条第1項の訂正請求の対象とはならない。

なお、請求人が主張する口頭受理ではなくファックスで受理された相談報告書があったという点について、請求人は、「人事課は、平成28年3月22日にAが人事課に伝えた報告は口頭受理形式であり、Aの報告は公文書として保存されていないというが、実際は相談報告書を受理しており、公文書として保有しているため、当該理由は訂正すべき」と主張し、条例第27条第2項に定める当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類として、平成28年3月22日にファックス送信された印字がある相談報告書を実施機関へ提出した。

一方、実施機関は、平成28年10月9日付けで保有個人情報の開示請求があった「平成28年3月22日にAが人事課に伝えた内容がわかるもの」について、Aが人事課に対して請求人について伝えたものは存在せず、口頭受理であり、公文書の作成がなかったため文書不存在であるとして、不開示決定を行った。その際に請求人が提出した開示請求書に添付されていた28メモの中の「人事課に内容を報告する」の部分がマーカーで着色されていたことから、請求内容は「Aを訪問した際に、Aから人事課へ伝えられた内容の中身がわかるもの」と捉えたとのことであった。また、本件不開示決定通知書の通知以降、請求人とのやり取りを踏まえ、平成28年

3月22日のAから人事課へファックスされた相談報告書を請求人に関するものとして、令和2年8月25日付 R02-01020-01128 保有個人情報部分開示決定通知書で開示した経緯がある。この相談報告書の相談内容欄には「非開示希望」とのみ記載されており、請求人が求める「Aから人事課へ伝えた内容」の中身は、相談報告書ではわからないと判断したため、対象文書として特定しなかったとのことであった。

双方の主張を照らすと、請求人と実施機関の間には、「内容がわかるもの」についての認識の違いが存在するということになる。確かに、請求人が主張する相談報告書の受理があったという点は事実と認められるものの、相談報告書は「内容がわかるもの」に該当しないという実施機関の判断にも特段不自然、不合理な点は見受けられず、相談報告書の受理があったことをもって、本件対象保有個人情報が事実合致しないとまでは認められない。

以上のことから、実施機関が訂正しないことにつき正当な理由があると認められる。

3 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、訂正しないことにつき正当な理由があると認められるため、実施機関が行った本件処分は妥当である。

よって、前記第1のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和5年1月13日	実施機関から諮問書を受理
令和5年1月24日	審査会（審査）
令和5年2月22日	審査会（審査）
令和5年3月27日	審査会（審査）
令和5年5月26日	審査会（審査）
令和5年7月28日	審査会（審査）
令和5年8月16日	答申

※長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）附則第2条第2項及び第5条による。

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
武藤 智浩	弁護士	会長
池内 愛	弁護士	
浦川 末子	学識経験者	
尾崎 友哉	長崎大学情報データ科学部教授	
小松 文子	長崎県立大学副学長	令和5年4月16日退任
松崎 なつめ	長崎県立大学副学長	令和5年4月17日就任